



～生命保険を活用した相続対策②～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー
村尾 法生



生命保険は、死亡したときに生命保険金を受け取ることができるため、その保険金で遺産分割や相続税支払いをスムーズに行うことができます。生命保険には非課税枠(500万円×相続人数)による相続税の節税効果もあり広く活用されています。相続対策として生命保険を活用するとき、本人が生命保険契約に加入するのが一般的ですが、契約方式を工夫し、あわせて生前贈与をうまく利用することで、さらに相続税の節税を行うことができます。

1. 生前贈与を利用して生命保険を活用する

生前贈与される財産として最も多いのが現金(預貯金)です。現金(預貯金)を贈与してしまうと簡単に使うことができ、無駄遣いをしてしまうのではないかと心配があります。

そこで、贈与した現金(預貯金)を生命保険という形に換えることで、簡単に引き出せなくすることができ、相続があるときまで資金を確保しておくことができます。

次の内容で、子供が生命保険を契約する。

親から現金(預貯金)の贈与を受けて、その現金(預貯金)で生命保険料を支払う。

保険契約者：子供

被保険者：親

保険受取人：子供

被保険者である親が死亡したときは、子供が生命保険金を受け取ることになります。
この受け取った生命保険金で相続税の支払いや遺産分割に活用することができます。

2. 生命保険を活用した生前贈与のメリット

- ① 現金(預貯金)を生命保険に換えるだけで、親の死亡時まで資金を確実に残しておくことができる。
- ② 生前贈与をすることで、現金(預貯金)は相続財産から外れるので、その分の相続財産が減り相続税の節税になる。
- ③ 贈与する金額が、年間110万円以下であれば、贈与税はかからない。
また、年間110万円超であっても、相続税よりも贈与税を支払う方が安い場合があります。

(例) 贈与金額 年310万円の場合

(310万－110万円)×10%＝ 贈与税20万円となり、310万円に対して6.5%の贈与税額。

- ④ 子供が受け取った生命保険金は、相続税の対象にはならない。
生命保険金が支払保険料より多い場合(利益がある場合)には、子供の所得税・住民税の対象(一時所得)となる。

一時所得 ＝ (受取保険金 － 支払い保険料総額 － 50万円) × 1/2

※一時所得は、利益から50万円差引いた残額の1/2にしか課税されないため、仮に、子供の所得が多く、所得税・住民税の最高税率であったとしても、実質の税率は27.5%で済みます。相続税の税率が30%を超える見込みなら、子供で所得税・住民税の課税を受けた方が有利になります。

3. 生命保険を活用した生前贈与の注意点

- ① 相続税・贈与税の税負担と、所得税・住民税の税負担がどれくらいになるのか比較検討が必要。
- ② 現金の生前贈与をきっちりと成立させること。
 - a) 贈与契約書の作成
 - b) 現金贈与は子供の銀行口座へ振込む
 - c) 生命保険料は、子供の銀行口座から口座引落しする
 - d) 子供の銀行口座の通帳や印鑑、保険証券は子供が管理する

村尾法生税理士事務所(村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所)

〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号

TEL: 075-708-5591 FAX: 075-708-5592 E-mail: murao-kimio@tkcnf.or.jp